

## 神戸市スタートアップ向け県市協調ファンド事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、優れた技術やビジネスモデルを有する将来性豊かなスタートアップ企業等にリスクマネーを供給し、神戸経済を牽引する成長産業を創出することを目的として、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が実施するスタートアップファンドへの出資事業に対して、市がその経費の一部又は全部を補助するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、兵庫県が定める新産業創造事業実施要綱第3条第1項の(3)に定める投資事業有限責任組合出資事業とする。

### (対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、活性化センターが当該年度内に実施する支援事業に要する経費のうち、兵庫県・神戸市が起業家・スタートアップの成長を地域活性化につなげていくために創設する「ひょうご神戸スタートアップファンド（仮称）」（以下「ファンド」という。）に出資するための経費とする。

### (補助金の額)

第4条 前条の補助対象経費における補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で定める。

### (交付申請)

第5条 活性化センターは、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助対象事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類による申請後、速やかに活性化センターに通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (補助事業の変更等)

第7条 活性化センターは、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

ない。但し、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、活性化センターに通知するものとする。

3 第1項但し書きに規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の内容の変更を行う場合。

(2) 補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を行う場合。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により活性化センターに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 活性化センターは、補助金規則15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第7号）

(2) 事業の実績がわかる書類

(3) 補助事業等に係る収支決算書

（交付額の確定）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに活性化センターに通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第8号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の審査及び調査の結果、適合しないと認めるときは、補助事業について、これに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

3 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、本条第1項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第11条 活性化センターは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第9号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は当該補助金の交付の目的を達成するため、補助金を活性化センターに概算払により支払うものとする。

(運用状況及び実績の報告)

第12条 活性化センターは、ファンド運用状況の報告として、ファンド存続期間を通じ、運用最終年度を除く毎年度、ファンドから当該年の決算報告を受けたのち速やかに「運用状況報告書」(別紙1)を市長に提出しなければならない。

2 活性化センターは、ファンド運用期間終了後、ファンド運用が終了しファンドからの実績報告を受けたのち速やかに「運用実績報告書」(別紙2)を市長に提出しなければならない。

(分配金の納付)

第13条 活性化センターは、市長が前条第2項の報告に基づき納付すべき分配金の額を定めたときは、市長からの通知により当該金額を納付しなければならない。

2 前項に関わらず、市長が特に必要と認める場合には、活性化センターは、ファンド存続期間中に受領した分配金について、市長からの通知により定められた金額を納付しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 活性化センターは、所要の帳簿類を備え、補助事業にかかる経理を活性化センターの他の経理と明確に区分しなければならない。

2 活性化センターは、前項の帳簿類及び補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しなければならない。

(施行細則の委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年12月15日から施行する。